

岩手県選挙管理委員会告示第46号

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年5月18日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程の一部を改正する告示

県議会議員又は知事の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する規程（平成6年岩手県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第1号（その1）（第1条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 2の契約内容欄の借入れ期間等には、自動車の借入れにあつては借入れ期間を、燃料代にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号を、運転手の雇用にあつては雇用期間を記載してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第2号（その1）（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書</p>	<p>(契約業者等への選挙運動用自動車使用証明書等の提出)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、燃料供給業者に選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第1号（その1）（第1条関係）</p> <p>[略]</p> <p>備考1 [略]</p> <p>2 2の契約内容欄の借入れ期間等には、自動車の借入れにあつては借入れ期間を、燃料代にあつては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、運転手の雇用にあつては雇用期間を記載してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>様式第2号（その1）（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号</p> <p>[略]</p> <p>備考1・2 [略]</p> <p>3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号には、選挙運動用自動車の使用</p>

に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4・5 [略]

様式第3号(その1)(第2条関係)

[略]
1・2 [略]
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
4 [略]
[略]

様式第4号(その1)(第4条関係)

[略]	
[略]	
車種及び自動車登録番号	[略]
[略]	
[略]	

様式第4号(その2)(第4条関係)

[略]		
[略]		
[略]	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	[略]
[略]		

備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄には、選挙運動用自動車の使用の契約

の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4・5 [略]

様式第3号(その1)(第2条関係)

[略]
1・2 [略]
3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号
4 [略]
[略]

様式第4号(その1)(第4条関係)

[略]	
[略]	
車種及び自動車登録番号又は車両番号	[略]
[略]	
[略]	

様式第4号(その2)(第4条関係)

[略]		
[略]		
[略]	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	[略]
[略]		

備考1 この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

2 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号欄には、選挙運動用自動車

届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄、燃料供給量欄及び燃料供給金額欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4～7 [略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

[略]

注1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 [略]

別紙(その2)

[略]

(2) 燃料代

[略]	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	[略]
[略]		

備考1・2 [略]

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

4 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動

の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号欄、燃料供給量欄及び燃料供給金額欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

4～7 [略]

様式第7号(その1)(第5条関係)

[略]

注1 この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第36条の17第1項第4号若しくは第36条の18第1項第3号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2・3 [略]

別紙(その2)

[略]

(2) 燃料代

[略]	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	[略]
[略]		

備考1・2 [略]

3 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号欄には、選挙運動用自動車の使用の契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

4 燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動

車登録番号欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

[略]

車登録番号又は車両番号欄及び(A)欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成22年5月18日から施行する。